

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険料の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、国民健康保険料の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和7年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握を行っている。 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数、資産の状況に応じて保険料の算出を行い、賦課・徴収及び滞納整理を行う。
③システムの名称	国民健康保険税(料)システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム、総合証明システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 賦課基本ファイル 2. 介護基本ファイル 3. 支援基本ファイル 4. 賦課個人ファイル 5. 期割情報ファイル 6. 収納履歴ファイル 7. 滞納処分ファイル 8. 宛名基本ファイル 9. 口座情報ファイル 10. 調定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) ・2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、166、173 (情報照会の根拠) ・69、70、71の項

5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部課税課、収納課	
②所属長の役職名	課税課長、収納課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部税務課 電話:0838-25-3136 fax:0838-25-3053 E-mail:minzei@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部課税課 電話:0838-25-3136 fax:0838-25-3053 E-mail:minzei@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市市民部収納課 電話:0838-25-3575 fax:0838-25-3053 E-mail:syunou@city.hagi.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取扱い事務について、担当者を限定しており、対応方法についてもマニュアル化されていることから十分であるとする。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取扱い事務について、担当者を限定しており、対応方法についてもマニュアル化されていることから十分であるとする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務課	課税課	事後	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	税務課長	課税課長	事後	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	税務課	課税課	事後	
平成29年8月4日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	税務課	課税課	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	萩市市民部課税課、収納課	萩市財務部課税課、収納課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	市民部課税課 市民部収納課	財務部課税課 財務部収納課	事後	
平成30年4月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	市民部課税課 市民部収納課	財務部課税課 財務部収納課	事後	
平成30年5月21日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課税課長 惣村 勝美 収納課長 村田 卓二	課税課長、収納課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部課税課	市民部課税課	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	萩市財務部課税課 萩市財務部収納課	萩市市民部課税課 萩市市民部収納課	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	萩市財務部課税課 萩市財務部収納課	萩市市民部課税課 萩市市民部収納課	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 44の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条	事後	
令和7年6月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収並びに特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42、44、45の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) 2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、166、173 (情報照会の根拠) 69、70、71の項	事後	
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人を介在させる作業	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和7年6月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	評価書のとおり	事後	